

## 2013年11月通常会議 議案と請願不採択に対する反対討論

2013年12月19日 塚本正弘

私は日本共産党大津市会議員団を代表してただいま報告が行われました議案のうち、

[議案第183号](#) 平成25年度大津市一般会計補正予算（第9号）

[議案第199号](#) 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

[議案第200号](#) 大津市創作展示館条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第201号](#) 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第202号](#) 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第203号](#) 大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第204号](#) 大津市和適文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第205号](#) 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第206号](#) 大津市民体育館条例の一部を改正する

[議案第207号](#) 大津市市民格技場条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第208号](#) 大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第209号](#) 大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第210号](#) 大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第211号](#) 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第212号](#) 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第213号](#) 大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

および

[請願第6号](#) 国民健康保険料を値上げせず、「生活困窮者減免制度」の拡充と一般会計からの繰り入れを求めることについて

[請願第8号](#) TPP交渉からの撤退を求めることについて

[請願第9号](#) 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にすることを求めることについて

[請願第10号](#) 大津市立幼稚園の3年保育化拡大を求めることについて

以上議案16件、請願4件についての委員長報告に対する反対討論を行います。

はじめに議案第183号大津市一般会計補正予算(第9号)についてであります。その主な内容となっている福祉サービスの伸びに対応した予算の拡充や太陽光発電設置の補助件数の拡充、消防艇の建造費などの予算計上などについては、賛成すべきものと考えます。

しかし、予算修正が提案されている教育費の教育総務費について、本来執行部が市長部局と教育委員会の間で慎重に調整の上、提出すべきものではありませんが、十分な連携・意思疎通が図られた上での予算計上とは言いがたいものであり、その点の改善を求めて反対するものであります。

つぎに、議案第199号から議案第209号までについては、生涯学習やスポーツ施設などの施設使用料を引き上げようとするものであり、一括して討論します。

すでに本会議質問でも指摘しましたように、今回の施設使用料の引き上げは、大津市の公共施設の使用料設定基準に基づくものであります。施設の公共性の度合いに応じてその維持運営費の利

用者負担割合を 0%から 100%まで 5 段階に分類して、使用料算定をみなおそうとするものであります。その結果として執行部の原案では最大 1.6 倍にも引き上げになる歴史博物館をはじめとして、消費税増税分もあわせた総額 4000 万円に上る市民負担増をもたらすものとなっています。また、修正案はこの引き上げ幅を当面 2 年間は 1.25 倍にとどめるものですが、2 年後には当局提案の通り値上げをしようとするものです。

第一に公共施設の公共性の評価について、当局の分類表はあまりにも公共性を低く見積もっていることです。生涯学習やスポーツを権利ととらえ、その振興を図ろうとする時に、民間事業者の参入などの市場性を物差しとして公共施設の評価を行うことは、結果として公共性を低く見積もり、その結果利用者負担を増やす結果となることは明らかです。市民がスポーツ振興に望むこととして「スポーツ施設を身近なところに整備してほしい」という意見が上位にありましたが、公共施設の不足などが民間参入を促していることも指摘をしたところであります。

それとの関連で第二に、施設使用料の引き上げは、所得の格差によって、享受できるサービスが抑制されることにつながります。質問でも指摘しましたが、生涯学習をやりたくてもできない要因の中には、「お金がかかる」というものがありました。今回の値上げはこうした市民の願いに逆行するものです。市民が所得のあるなしにかかわらず、公共施設の利用を促進できるように考えていくことが必要です。

第三に国民の所得が冷え込んでいるこの時期に、施設使用料などの公共料金の大幅引き上げで負担を増やすべきではないということです。アベノミクスで、大企業などは潤っていますが、働く国民の給与所得の本給は減り続けています。この先、消費税増税で 8 兆円もの国民負担増が計画され、年金や生活保護の切り下げ、医療費の負担増等も計画されています。自治体財政が厳しいという実態もありますが、それ以上に市民生活も困難を極めています。これまでも繰り返し指摘してまいりましたが、たとえば生活保護基準の 1.2 倍の世帯までに支給されている「就学援助」は、2 割近くにのぼっているのです。このことの重大さを大津市として受け止め、これを解決する社会政策こそ充実させるべきではないでしょうか。そのような意味でも、これら公共施設の使用料値上げを進めようとする原案および修正案に反対するものであります。

次に議案第 210 号についてですが、これは木戸コミュニティセンターの貸し室使用料に消費税増税分を転嫁しようとするものであります。私は来年 4 月からの消費税増税自体を行うべきではないと考えていますが、あわせて、市民生活の実情を踏まえて消費税納税義務のない大津市の一般会計として、現時点で増税分を使用料に転嫁するべきではないと考えるものです。

次に議案第 211 号大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これも消費税増税分を市民に負担転嫁しようとするものですが、今年、ガス料金の引き下げを行おうと料金改定を実施したところ、原油価格の高騰などによって、事実上値上げとなる事態が起きました。多額のガス事業の内部留保を適切に利用者、市民に還元するためにも、消費税増税分の転化を行わず、市民生活を守るべきであると考え、料金引き上げに反対するものです。

次に、議案第 212 号児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてですが、瀬田南保育園を条例上に位置づけることについては賛成するものですが、児童館への入館制限の条項を新設す

ることについては、賛成することはできません。

児童館は児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設とされているように、まさに福祉を必要とする子どもにこれを提供するための施設です。様々な非行や迷惑行為を行う子どもに対して、他の子どもの利用に迷惑が及ばないように指導することは当然のことですが、条例で規定して排除することは、施設の目的にも反することといわなければなりません。必要な体制整備を図って、問題解決の取り組みを行うよう求めて、本条例改正に反対するものです。

次に議案第 213 号大津市敬老祝い金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これまで 88 歳、100 歳、市内最高齢者に支給してきた敬老祝い金を、賞状等の祝い品に変更し、予算的にも 1000 万円弱縮減しようとするものです。高齢化の進展に伴う予算の増加という問題はありますが、敬老祝い金支給事業を不要とした大津市の事業仕分けを見ても、条例で規定している「多年にわたって社会につくしてきた高齢者に対し敬老祝金の支給を行って、敬愛の意を表し、長寿を祝い、もって高齢者の福祉を増進する」という目的に沿った議論になっているとは思えません。高齢者が社会の負担になっているかのような議論がまかり通っている昨今、自治体としてこの様な祝い金事業を続けていく意義は大きなものがあるものと考え、事実上の切り下げとなる本条例改正に反対するものです。

次に請願第 6 号 国民健康保険料を値上げせず、「生活困窮者減免制度」の拡充と一般会計からの繰り入れを求めることについてであります。今年度大津市の国民健康保険料は一人あたり医療分、後期高齢者支援分、介護納付分あわせて 103,440 円となっています。一世帯あたりでは、163,500 円となり、この保険料が、所得 200 万円以下が 8 割を占める国保加入世帯にかかってくるのですから、払いきれない世帯が多数にのぼる大きな要因となっています。本来社会保障として行われている国民健康保険事業は、誰もが無理なく払える保険料、利用料負担にすることが当然です。本来国の負担でこの様な制度へと改善を図ることが当然であります。自治体としても保険料抑制のために独自の繰り入れを行うこと、今年度から創設された大津市独自の減免制度をもっと利用しやすい制度とすることは当然のことであり、市民の願いを実現するためにもこの請願を採択すべきであります。

次に請願第 8 号 T P P 交渉からの撤退を求めることについてであります。T P P 交渉では山積する懸案に「政治決着」をつける場とされたシンガポール閣僚会議は、妥結のメドも「部分合意」もたえず、実務協議の継続と来年 1 月にも閣僚会議を開くことだけを決めて閉幕しました。各国間の対立の根深さと交渉の行き詰まりを印象づけています。

アメリカを中心とする多国籍企業の利益を最大化しようとする様々な分野での交渉も暗礁に乗り上げています。知的財産権の分野政府調達分野、投資家と国家との紛争解決（I S D S）の分野でも、それぞれの国の経済発展の段階や条件を無視するやり方に企業本位で不公正だとする批判が高まっています。

日本が守るべきとした重要 5 品目についてもアメリカの理解を得られず、政府は関税撤廃の検討に踏み込んでいます。今後さらに譲歩を迫られる危険性があります。しかもこれらの交渉の経過について国民に対する情報提供がまともに行われておらず、異常なやり方で進められようとしていま

す。このようなT P P交渉は、国益を損なうものであり、直ちに撤退する以外にはありません。よって本請願を採択すべきであり、否決すべきとした委員長報告に反対するものです。

次に請願第9号 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にすることを求めることについてですが、請願でも述べられているように子どもの医療費無料化・医療費助成は滋賀県内でも多数の自治体が中学校卒業まで拡充しています。いま、働く若者のうち非正規で働かざるを得ない人たちが約半数に上っています。その子どもたちが健康で育つためにも医療費無料化制度はなくてはならない制度になってきていることが示されています。様々な理由でこの制度改善に反対するのでは、時代の要請・市民の願いに応えるべき議員としての存在を問われるものといわなければなりません。本請願を採択して、大津市でも子育てが安心できる制度を前進させるべきであり、否決すべきとした委員長報告に反対するものであります。

最後に請願第10号 大津市立幼稚園の3年保育化拡大を求めることについてですが、これもここ数年の議会の中で、多くの会派の議員が実施を求めてきたものであり、なぜこれに反対すべきとする委員長報告が行われるのか、議会として市民の皆さんに説明責任が果たせるのか全く理解できません。3年保育実施に向けては市の財政状況や様々な課題があることも事実ではありますが、切実な願い実現へ小異を捨てて大同につくべきであり、請願の採択を求め、委員長報告に反対するものです。

以上